

環境省組織令の一部を改正する政令案参照条文

目次

一	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）	1
二	環境省設置法（平成十一年法律第百一号）	2
三	環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）	5
四	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）	27
五	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）	28
六	大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）	29
七	環境基本法（平成五年法律第九十一号）	35
八	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）	36
九	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	37
十	原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）	39
十一	循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）	40
十二	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）	41
十三	独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）	43
十四	自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）	45
十五	中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）	46
十六	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）	47
十七	臨時水俣病認定審査会令（平成十二年政令第三百二号）	48
十八	環境省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十八号）	49

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第二十条 各省には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

2～4（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2（略）

3 局、部又は委員会の事務局には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○環境省設置法（平成十一年法律第百一号）（抄）

（任務）

第三条 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）並びに原子力の研究、開発及び利用における安全の確保を図ることを任務とする。

- 2 前項に定めるもののほか、環境省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。
- 3 環境省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

第四条 環境省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備（以下この号において「地球環境保全等」という。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整並びに地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること。
- 四 削除
- 五 国土利用計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四条に規定する計画をいう。）のうち同条に規定する全国計画の作成に関すること（環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。）。
- 六 特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。）の輸出、輸入、運搬及び処分等の規制に関すること（貿易管理に関するものを除く。）。
- 七 南極地域の環境の保護に関すること。
- 八 環境基準（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項に規定する基準をいう。）の設定に関すること。
- 九 公害の防止のための規制に関すること。
- 十 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。
- 十一 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。
- 十二 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関すること。
- 十三 自然公園及び温泉の保護及び整備並びにこれらに関する事業の振興に関すること。
- 十四 景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。）の整備に関すること。
- 十五 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持及び管理に関すること。
- 十六 野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に関すること。

- 十七 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関すること。
- 十八 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。
- 十九 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に規定する廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理（浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。）並びに清掃に関すること。
- 十九の二 原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること。
- 二十 石綿による健康被害の救済に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること。
- 二十二 環境の保全の観点からの次に掲げる事務及び事業に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するものの策定並びに当該観点からのこれらの事務及び事業に関する規制その他これに類するもの（ホ、ヌ及びワにあつては当該規制の実施、へにあつては当該整備に関する援助、チにあつては当該監視及び測定の実施、ルにあつては当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表、ヨにあつては環境影響評価に関する審査）に関すること。
- イ 温室効果ガス（大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。）の排出の抑制
- ロ オゾン層の保護
- ハ 海洋汚染の防止
- ニ 工場における公害の防止のための組織の整備
- ホ 工場立地の規制
- へ 公害の防止のための施設及び設備の整備
- ト 下水道その他の施設による排水の処理
- チ 放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定
- リ 森林及び緑地の保全
- ヌ 化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制
- ル 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進
- ワ 農薬の登録及び使用の規制
- ヲ 資源の再利用の促進
- カ 河川及び湖沼の保全
- ヨ 環境影響評価
- タ イからヨまでに掲げるもののほか、その目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業
- 二十三 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十四 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十四の二 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第四条第一項に規定する事務

二十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき環境省に属させられた事務

- 2 前項に定めるもののほか、環境省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

（地方環境事務所）

第十二条 本省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置く。

- 2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四条第一項第五号、第六号、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十二号まで及び第二十五号に掲げる事務を分掌する。
- 3 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 4 地方環境事務所の内部組織は、環境省令で定める。

○環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

第一章 秘書官（第一条）

第二章 内部部局等

第一節 大臣官房及び局並びに放射性物質汚染対処技術統括官の設置等（第二条―第八条）

第二節 特別な職の設置等（第九条―第十一条）

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房（第十二条―第十八条）

第二款 総合環境政策局（第十九条―第二十六条）

第三款 地球環境局（第二十七条―第三十条）

第四款 水・大気環境局（第三十一条―第三十六条）

第五款 自然環境局（第三十七条―第四十二条）

第六款 放射性物質汚染対処技術統括官（第四十三条）

第三章 審議会等（第四十四条―第四十六条）

第四章 施設等機関（第四十七条）

第五章 地方支分部局（第四十八条）

附則

第一章 秘書官

（秘書官の定数）

第一条 秘書官の定数は、一人とする。

第二章 内部部局等

第一節 大臣官房及び局並びに放射性物質汚染対処技術統括官の設置等

（大臣官房及び局並びに放射性物質汚染対処技術統括官の設置等）

第二条 環境省に、大臣官房及び次の四局並びに放射性物質汚染対処技術統括官一人を置く。

総合環境政策局

地球環境局

水・大気環境局

自然環境局

- 2 大臣官房に廃棄物・リサイクル対策部を、総合環境政策局に環境保健部を置く。

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 環境省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- 三 大臣の官印及び省印の保管に関する事。
- 四 環境省の機構及び定員に関する事。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 六 法令案その他の公文書類の審査に関する事。
- 七 環境省の保有する情報の公開に関する事。
- 八 環境省の保有する個人情報の保護に関する事。
- 九 環境省の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 十 国会との連絡に関する事。
- 十一 環境省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。
- 十二 環境省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事。
- 十三 環境省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。
- 十四 環境省の行政の考査に関する事。
- 十五 広報に関する事（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 十六 中央環境審議会及び公害対策会議の庶務に関する事。
- 十七 環境省の情報システムの整備及び管理に関する事。
- 十八 国立国会図書館支部環境省図書館に関する事。
- 十九 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定の経理に関する事。
- 二十 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理に関する事。
- 二十一 東日本大震災復興特別会計の経理のうち環境省の所掌に係るものに関する事。
- 二十二 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち環境省の所掌に係るものに関する事。
- 二十三 環境省の所掌事務に関する政策の評価に関する事。
- 二十四 地方環境事務所の組織及び運営一般に関する事。
- 二十五 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理に関する事。

- 二十六 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。次号及び第二十九号並びに第十六条第二号及び第三号において同じ。）の排出の抑制及び適正な処理（浄化槽によるし尿及び雑排水の処理を含む。以下同じ。）並びに清掃（ねずみ、蚊、はえその他の動物であつて人の健康又は生活環境を害するおそれのあるものの駆除を含む。以下同じ。）並びに資源の再利用の促進に係るものに限る。）。
 - 二十七 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃並びに資源の再利用の促進に係るものに限る。）。
 - 二十八 特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。第五条第十一号及び第十八条第一号において同じ。）の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること（貿易管理に関するものを除く。第五条第十一号及び第十八条第一号において同じ。）。
 - 二十九 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃に関すること（中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「中間貯蔵業務」という。）に係るものを除く。）。
 - 三十 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの（以下「基準等」という。）の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等」という。）に関すること。
 - 三十一 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
 - 三十二 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）の施行に関すること。
 - 三十三 環境省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。
 - 三十四 前各号に掲げるもののほか、環境省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- 2 廃棄物・リサイクル対策部は、前項第二十六号から第三十二号までに掲げる事務をつかさどる。

（総合環境政策局の所掌事務）

第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備（以下「地球環境保全等」という。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 四 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費（大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。次条第三号、第二十条第五号及び第二十八条第四号において同じ。）及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること（地球環境局の所掌に属するもの

- を除く。)
- 五 国土利用計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四条に規定する計画をいう。第二十一条第四号において同じ。）のうち全国計画（同法第四条に規定する全国計画をいう。第二十一条第四号において同じ。）の作成に関すること（環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。）。
 - 六 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。
 - 七 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。
 - 八 石綿による健康被害の救済に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
 - 九 環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であつて、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画をいう。第二十一条第五号において同じ。）その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに限る。）。
 - 十 環境の保全の観点からの工場立地の規制に関する基準等の策定及び当該規制の実施に関すること。
 - 十一 環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。
 - 十二 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進に関する環境の保全の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表に関すること。
 - 十三 環境の保全の観点からの環境影響評価に関する基準等の策定及び環境影響評価に関する審査に関すること。
 - 十四 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の施行に関すること。
 - 十五 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関すること。
 - イ 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二十二條に定めるところにより行う事務に関すること。
 - ロ 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に関すること。
 - ハ 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関すること。
 - ニ 事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関すること。
 - ホ 環境の保全に関する研究並びに技術の開発及び普及に関すること。
 - ヘ 環境の保全に関する地方公共団体との連絡に関すること。
 - 十六 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。
 - 十七 環境調査研修所の業務に関すること。

十八 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。

十九 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び他局の所掌に属するものを除く。）。

2 環境保健部は、前項第一号及び第二号に掲げる事務（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であつてその発生機構が一般的に明らかとなっていないもの（以下「発生機構が未解明な化学物質汚染」という。）の防止のために行うものに限る。）、同項第六号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事務、同項第十七号に掲げる事務（環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するものに限る。）並びに同項第二十号に掲げる事務（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものに限る。）をつかさどる。

（地球環境局の所掌事務）

第五条 地球環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地球環境保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 地球環境保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 地球環境保全に関する関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること。

四 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（総合環境政策局及び水・大気環境局の所掌に属するものを除く。）。

五 環境の保全の観点からのオゾン層の保護に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

六 環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。

七 環境省の所掌事務に係る国際機関及び国際会議に関する事務の総括に関すること。

八 環境省の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の総括に関すること。

九 環境省の所掌事務に係る海外に対する広報に関すること。

十 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附帯する業務に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、専ら地球環境保全を目的とする事務及び事業に関すること（特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分）の規制に関すること並びに生物の多様性の確保に係るものを除く。）並びにその目的及び機能の一部に地球環境保全が含まれる事務及び事業に関する地球環境保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並びに水・大気環境局及び自然環境局の所掌に属するものを除く。）。

(水・大気環境局の所掌事務)

第六条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。)に限る。)
- 二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。)に限る。)
- 三 環境基準(環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。以下同じ。)及びダイオキシン類環境基準(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第七条に規定する基準をいう。以下同じ。)の設定に関すること。
- 四 公害の防止のための規制に関すること。
- 五 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)の施行に関すること。
- 六 原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。)に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)
- 七 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に関すること。
- 八 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること(自動車の交通に起因して生ずる大気の汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する事務に関連するものに限る。)
- 九 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 十 環境の保全の観点からの工場における公害の防止のための組織の整備に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 十一 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)
- 十二 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)
- 十三 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。
- 十四 環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。
- 十五 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること(自然環境局の所掌に属するものを除く。)
- 十六 有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関すること。
- 十七 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の所掌に属するもの、第四条第一項第六号、第七号及び第十一号に掲げる事務並び

に発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。)に限る。)

(自然環境局の所掌事務)

第七条 自然環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自然環境の保護及び整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(地球環境局の所掌に属するものを除く。)
- 二 自然環境の保護及び整備に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(地球環境局の所掌に属するものを除く。)
- 三 南極地域の環境の保護に関すること。
- 四 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関すること。
- 五 自然公園及び温泉の保護及び整備並びにこれらに関する事業の振興に関すること。
- 六 景勝地及び休養地並びに公園(都市計画上の公園を除く。第三十九条第五号及び第四十条第二号において同じ。)の整備に関すること。
- 七 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持及び管理に関すること。
- 八 野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に関すること。
- 九 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関すること。
- 十 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。
- 十一 環境の保全の観点からの森林及び緑地の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 十二 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること(自然環境の保護及び整備のために行うものに限る。)
- 十三 前各号に掲げるもののほか、専ら自然環境の保護及び整備を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関すること。

(放射性物質汚染対処技術統括官の職務)

第八条 放射性物質汚染対処技術統括官は、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に係る技術に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

第二節 特別な職の設置等

(官房長)

第九条 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

(サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官)

第十条 大臣官房に、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官六人を置く。

- 2 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
- 3 審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官)

第十一条 大臣官房に、参事官三人を置く。

- 2 参事官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房

(大臣官房に置く課)

第十二条 大臣官房に、廃棄物・リサイクル対策部に置くもののほか、次の三課を置く。

秘書課

総務課

会計課

- 2 廃棄物・リサイクル対策部に、次の三課を置く。

企画課

廃棄物対策課

産業廃棄物課

(秘書課の所掌事務)

第十三条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関すること。

- 四 機構及び定員に関すること。
- 五 地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。
- 六 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理に関すること。
- 七 環境省の事務能率の増進に関すること。
- 八 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。

(総務課の所掌事務)

第十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 二 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
- 三 環境省の保有する情報の公開に関すること。
- 四 環境省の保有する個人情報保護に関すること。
- 五 環境省の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 六 国会との連絡に関すること。
- 七 行政の考査に関すること。
- 八 広報に関すること(地球環境局の所掌に属するものを除く。)
- 九 中央環境審議会及び公害対策会議の庶務に関すること。
- 十 環境省の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 十一 国立国会図書館支部環境省図書館に関すること。
- 十二 環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 十三 官報掲載に関すること。
- 十四 環境省の所掌事務に関する相談に関すること。
- 十五 環境省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、環境省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(会計課の所掌事務)

第十五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 二 環境省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

- 三 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により内閣に設けられた共済組合に関すること（環境省及び環境省の所管する独立行政法人の職員に関するものに限る。）。
- 五 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定の経理に関すること。
- 六 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理に関すること。
- 七 東日本大震災復興特別会計の経理のうち環境省の所掌に係るものに関すること。
- 八 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち環境省の所掌に係るものに関すること。
- 九 職員（環境省の所管する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。
- 十 環境省所管の建築物の営繕に関すること。
- 十一 庁内の管理に関すること。

（企画課の所掌事務）

第十六条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 廃棄物・リサイクル対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃並びに資源の再利用の促進に係るものに限る。）。
- 三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃並びに資源の再利用の促進に係るものに限る。）。
- 四 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和三十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次条第四号及び第二十五条第一号を除き、以下同じ。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（廃棄物の再生に係るもの（廃棄物処理法の施行に関すること並びに独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う業務に関するものを除く。）に限る。）。
- 五 廃棄物の処理施設の整備に関する計画の立案に関すること。
- 六 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること。
- 七 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、廃棄物・リサイクル対策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（廃棄物対策課の所掌事務）

第十七条 廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（中間貯蔵・環境安全

事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係るもの並びに企画課及び産業廃棄物課の所掌に属するものを除く。) 。

- 二 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関する事。
- 三 清掃に関する事。
- 四 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物 (廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。) の適正な処理に関する事 (中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係るものを除く。) 。
- 五 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準等の策定及び規制等に関する事。
- 六 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行に関する事。
- 七 廃棄物・リサイクル対策部の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関する事。

(産業廃棄物課の所掌事務)

第十八条 産業廃棄物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する事。
- 二 産業廃棄物 (廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。) の排出の抑制及び適正な処理に関する事 (中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係るもの並びに企画課及び廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。) 。
- 三 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理に関する事。
- 四 廃棄物の処理に伴い環境の保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去に関する事。
- 五 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務 (廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に係るものに限る。) に関する事。
- 六 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う業務 (廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に係るものに限る。) に関する事と。

第二款 総合環境政策局

(総合環境政策局に置く課)

第十九条 総合環境政策局に、環境保健部に置くもののほか、次の四課を置く。

総務課

環境計画課

環境経済課

環境影響評価課

2 環境保健部に、次の二課及び参事官一人を置く。

環境保健企画管理課

環境安全課

(総務課の所掌事務)

第二十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合環境政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（大臣官房、他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（大臣官房、他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 地球環境保全等に関する関係行政機関（試験研究機関に限る。）の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 五 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 環境省の所掌事務に関する研究並びに技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
- 七 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。
- 八 環境調査研修所の業務に関すること（環境保健部の所掌に属するものを除く。）。
- 九 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。
- 十 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、総合環境政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(環境計画課の所掌事務)

第二十一条 環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境基本計画（環境基本法第十五条第一項に規定する計画をいう。）に関すること。
- 二 環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告並びに政府が当該報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書に関すること。
- 三 地球環境保全等に関する関係行政機関（試験研究機関を除く。）の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 四 国土利用計画のうち全国計画の作成に関すること（環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。）。
- 五 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（地方公共団体実行計画その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに限る。）。
- 六 大阪湾臨海地域開発整備法の施行に関すること。
- 七 環境省の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

(環境経済課の所掌事務)

第二十二條 環境経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。
- 二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。
- 三 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関すること。
- 四 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関すること。
 - イ 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法第二十二條に定めるところにより行う事務に関すること。
 - ロ 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に関すること。
 - ハ 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関すること。
 - ニ 事業者等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関すること。
- 五 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

(環境影響評価課の所掌事務)

第二十三條 環境影響評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全の観点からの環境影響評価に関する基準等の策定及び環境影響評価に関する審査に関すること。
- 二 環境の保全の観点からの工場立地の規制に関する基準等の策定及び当該規制の実施に関すること。

(環境保健企画管理課の所掌事務)

第二十四條 環境保健企画管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境保健部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの（地球環境局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。
- 三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの（地球環境局の所

掌に属するものを除く。)に限る。)

四 公害に係る健康被害の補償及び予防に関する事(環境安全課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

五 石綿による健康被害の救済に関する事(他の府省の所掌に属するものを除く。)

六 環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関する事。

七 独立行政法人環境再生保全機構の業務(公害に係る健康被害の補償及び予防並びに石綿による健康被害の救済に関するものに限る。)に関する事。

八 環境調査研修所の業務に関する事(環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するものに限る。)

九 前各号に掲げるもののほか、環境保健部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(環境安全課の所掌事務)

第二十五条 環境安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の把握並びに化学物質の管理の改善の促進に関する環境の保全の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの当該把握された化学物質の量の集計及びその結果の公表に関する事。

二 ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)の耐容一日摂取量(同法第六条第一項に規定する耐容一日摂取量をいう。)に関する事。

三 公害に係る健康被害の補償及び予防のための当該健康被害の原因の科学的究明に関する事(参事官の所掌に属するものを除く。)

四 環境保健部の所掌事務に係る発生機構が未解明な化学物質汚染に関する調査、研究及び評価に関する事(化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に係るものを除く。)

(参事官の職務)

第二十六条 参事官は、命を受けて、公害に係る健康被害の補償及び予防に関する事務のうち重要事項に係るものをつかさどる。

第三款 地球環境局

(地球環境局に置く課)

第二十七条 地球環境局に、次の三課を置く。

総務課

地球温暖化対策課

国際連携課

(総務課の所掌事務)

第二十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地球環境局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 地球環境保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 地球環境保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四 地球環境保全に関する関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること。
- 五 地球環境局の所掌事務に関する調査及び研究並びに技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、地球環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(地球温暖化対策課の所掌事務)

第二十九条 地球温暖化対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（総合環境政策局及び水・大気環境局並びに国際連携課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 前号に掲げるもののほか、専ら地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）の防止を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に地球温暖化の防止が含まれる事務及び事業に関する地球温暖化の防止の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関すること（国際連携課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 環境の保全の観点からのオゾン層の保護に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

(国際連携課の所掌事務)

第三十条 国際連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関すること。
- 二 環境省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。
- 三 環境省の所掌事務に係る国際機関及び国際会議に関する事務の総括に関すること。
- 四 環境省の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の総括に関すること。
- 五 環境省の所掌事務に係る海外に対する広報に関すること。
- 六 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに

附帯する業務に関すること。

第四款 水・大気環境局

(水・大気環境局に置く課)

第三十一条 水・大気環境局に、次の五課を置く。

総務課

大気環境課

自動車環境対策課

水環境課

土壌環境課

(総務課の所掌事務)

第三十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水・大気環境局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。
- 三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。
- 四 大気の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類環境基準の設定に関すること。
- 五 ダイオキシン類による環境の汚染の防止に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六 自動車排出ガス、特定特殊自動車排出ガス及び自動車騒音の許容限度並びに自動車の燃料に関する許容限度の設定に関すること。
- 七 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。
- 八 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に関すること。
- 九 環境の保全の観点からの工場における公害の防止のための組織の整備に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 十 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 水・大気環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、水・大気環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(大気環境課の所掌事務)

第三十三条 大気環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 騒音に係る環境基準の設定に関する事。
- 二 公害の防止のための規制に関する事(大気の汚染(ダイオキシン類によるものを除く。次号において同じ。)、騒音、振動及び悪臭に係るもの(総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。)に限る。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関する事(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うものであつて、大気の汚染、騒音、振動及び悪臭に係るもの(総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。)に限る。)
- 四 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況(放射性物質による大気の汚染の状況に限る。)の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関する事。

(自動車環境対策課の所掌事務)

第三十四条 自動車環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止のための規制に関する事(総務課の所掌に属するものを除く。)
- 二 前号に掲げるもののほか、自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する事。
- 三 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関する事(自動車の交通に起因して生ずる大気の汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の防止に関する事務に関連するものに限る。)

(水環境課の所掌事務)

第三十五条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水質の汚濁に係る環境基準及び水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)に係るダイオキシン類環境基準の設定に関する事(土壌環境課の所掌に属するものを除く。)
- 二 水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第六号において同じ。)の防止のための規制に関する事(土壌環境課の所掌に属するものを除く。)
- 三 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関する事。
- 四 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関する事。
- 五 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関する事(大臣官房の所掌に属するものを除く。)

- 六 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること（土壤環境課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自然環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 八 有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、第六条第十七号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水（水底の底質を含み、地下水を除く。）に係るもの

（土壤環境課の所掌事務）

第三十六条 土壤環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地下水の水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類環境基準の設定に関すること。
- 二 地下水の水質の汚濁、土壤の汚染及び地盤の沈下の防止のための規制に関すること（地下水の水質の汚濁の防止のために必要な測定のための機器に関する調査及び研究並びに助成に関するものを除く。）。
- 三 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による地下水の水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。
- 四 環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、第六条第十七号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壤及び地盤に係るもの

第五款 自然環境局

（自然環境局に置く課）

第二十七条 自然環境局に、次の五課を置く。

- 総務課
- 自然環境計画課
- 国立公園課
- 自然環境整備課
- 野生生物課

（総務課の所掌事務）

第二十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自然環境局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

- 二 自然環境の保護及び整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地球環境局及び自然環境計画課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 自然環境の保護及び整備に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持及び管理に関すること。
- 五 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関すること（野生生物課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 前各号に掲げるもののほか、自然環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（自然環境計画課の所掌事務）

第三十九条 自然環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査（自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する基礎調査をいう。）に関すること。
- 二 自然環境保全基本方針（自然環境保全法に規定する自然環境保全基本方針をいう。）に関すること。
- 三 南極地域の環境の保護に関すること。
- 四 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 景勝地及び休養地並びに公園の整備に関すること（国立公園課及び自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 生物の多様性の確保に関すること（野生生物課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 環境の保全の観点からの森林及び緑地の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること。
- 八 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自然環境の保護及び整備のために行うものに限る。）。
- 九 前二号に掲げるもののほか、その目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関すること（野生生物課の所掌に属するものを除く。）。

（国立公園課の所掌事務）

第四十条 国立公園課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自然公園の保護及び整備（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）並びに自然公園に関する事業の振興に関すること。
- 二 景勝地及び休養地並びに公園に係る観光及び休養に関する調査に関すること。
- 三 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。

（自然環境整備課の所掌事務）

第四十一条 自然環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国立公園に関する公園事業その他の自然環境局の所掌に属する事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施に関すること。
- 二 温泉の保護及び整備並びに温泉に関する事業の振興に関すること。
- 三 自然環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。

(野生生物課の所掌事務)

第四十二条 野生生物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 野生動植物の種の保存並びに野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。
- 二 外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、専ら自然環境の保護及び整備を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に自然環境の保護及び整備が含まれる事務及び事業に関する自然環境の保護及び整備の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの規制等に関すること(野生生物の保護のために行うものに限る。)

第六款 放射性物質汚染対処技術統括官

(参事官)

第四十三条 本省に、参事官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

- 2 参事官は、放射性物質汚染対処技術統括官のつかさどる職務を助ける。

第三章 審議会等

(設置)

第四十四条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、環境省に、次の審議会等を置く。

臨時水俣病認定審査会

国立研究開発法人審議会

(臨時水俣病認定審査会)

第四十五条 臨時水俣病認定審査会は、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和三十二年法律第百四号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、臨時水俣病認定審査会に関し必要な事項については、臨時水俣病認定審査会令（平成十二年政令第三百二号）の定めるところによる。

（国立研究開発法人審議会）

第四十六条 国立研究開発法人審議会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、国立研究開発法人審議会に関し必要な事項については、環境省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十八号）の定めるところによる。

第四章 施設等機関

（環境調査研修所）

第四十七条 環境省に、環境調査研修所を置く。

2 環境調査研修所は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練を行うこと。

1 環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うこと。

3 環境調査研修所の位置及び内部組織は、環境省令で定める。

4 環境調査研修所は、環境省設置法第四条第一項第二十四号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

第五章 地方支分部局

（地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域）

第四十八条 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道地方環境事務所	札幌市	北海道
東北地方環境事務所	仙台市	青森県 岩手県、宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東地方環境事務所	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 静岡県
中部地方環境事務所	名古屋市	富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 愛知県 三重県

近畿地方環境事務所	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国地方環境事務所	岡山市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方環境事務所	熊本市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

2 環境大臣は、一体として実施すべき事務の区域が前項に規定する二以上の地方環境事務所の管轄区域にわたる場合その他必要があると認める場合においては、環境省令で同項の管轄区域の特例（必要な経過措置を含む。）を定めることができる。

附則

（施行期日）

1 （略）

（放射性物質汚染対処技術統括官の設置期間の特例）

2 放射性物質汚染対処技術統括官は、平成二十九年七月三十一日まで置かれるものとする。

（大臣官房審議官に係る特例）

3 平成二十九年七月三十一日までの間、第十条第一項の審議官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 第十条第一項の審議官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成二十九年七月三十一日まで置かれるものとする。

（大臣官房参事官の設置期間の特例）

5 第十一条第一項の参事官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

6 第十一条第一項の参事官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

7 第十一条第一項の参事官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総合環境政策局環境保健部参事官の設置期間の特例）

8 第十九条第二項の参事官は、平成二十九年七月三十一日まで置かれるものとする。

（参事官の設置期間の特例）

9 第四十三条第一項の参事官は、平成二十九年七月三十一日まで置かれるものとする。

○国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（抄）

（国土利用計画）

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 6 （略）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 12 （略）

○大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、大阪湾臨海地域における近年の産業構造の変動等経済的社会的環境の変化に対処して、世界都市にふさわしい機能と住民の良好な居住環境等を備えた地域としての当該地域の整備等に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、当該地域及びその周辺の地域における活力の向上を図り、もって東京圏への諸機能の一極集中の是正並びに世界及び我が国の経済、文化等の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「大阪湾臨海地域」とは、大阪湾及びこれに隣接する水域を地先水面とする市町村の区域並びにその区域と接する市町村の区域のうち、前条に規定する整備等を促進すべき地域で第四条第一項の規定により指定されたものをいう。

2 この法律において「関連整備地域」とは、大阪湾臨海地域の周辺の地域のうち、大阪湾臨海地域における前条に規定する整備等と関連して必要となる整備等を促進すべき地域で第四条第一項の規定により指定されたものをいう。

3 この法律において「開発地区」とは、大阪湾臨海地域のうち次に掲げる要件を備えた地区であつて、第八条第一項の整備計画に定められたものをいう。

- 一 大阪湾臨海地域の中核として特に開発を行うことが適当と認められる地区であること。
- 二 中核的施設並びに公共施設及び公益的施設の整備の用に供する土地の確保が容易であること。
- 三 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設の利用が容易であり、又は容易となることが確実と見込まれること。

4 この法律において「中核的施設」とは、研究施設、展示施設、会議場施設、業務施設、教養文化施設その他の施設であつて、開発地区を整備する上で中核となるものをいう。

（施策における配慮）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について配慮しなければならない。

- 一 適正かつ合理的な土地利用の確保、国土の保全及び災害の防止を図るよう努めること。
- 二 瀬戸内海の自然環境等の重要性にかんがみ、広域的な観点から総合的に環境の保全を図るよう努めること。
- 三 地域における創意工夫を尊重するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めること。
- 四 大阪湾臨海地域の周辺の地域における活力の向上に寄与するよう努めること。
- 五 大阪湾臨海地域及びその周辺の地域における有機的かつ効率的な交通網、通信網等の形成を図るとともに、世界及び我が国の各地域との経済、文化等の交流を促進するよう努めること。

(地域の指定)

第四条 大阪湾臨海地域及び関連整備地域は、主務大臣が、府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定するものとする。

- 2 府県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならない。
- 3 第一項の申請及び協議は、国土交通大臣を通じて行うものとする。
- 4 主務大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 5 前各項の規定は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定を変更する場合について準用する。

(基本方針の決定及び変更)

第五条 主務大臣は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を決定しなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の決定をしようとするときは、国土交通大臣を通じて、関係府県知事の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、主務大臣は、関係府県知事から意見の申出を受けたときは、国土交通大臣を通じて、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 3 主務大臣は、基本方針を決定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係府県知事に通知しなければならない。
- 4 前三項の規定は、基本方針を変更する場合について準用する。

(基本方針の内容)

第六条 基本方針には、大阪湾臨海地域について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 整備等の目標
 - 二 開発地区の設定及び中核的施設の整備に関する基本的事項
 - 三 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する基本的事項
 - 四 産業構造の高度化に関する基本的事項
 - 五 環境の保全に関する基本的事項
 - 六 国際交流、教養文化活動等の活動に関する基本的事項
 - 七 地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき重要事項
- 2 基本方針には、関連整備地域について、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 整備等の目標
 - 二 大阪湾臨海地域との有機的かつ効率的な連携に関する基本的事項
 - 三 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する基本的事項
 - 四 産業構造の高度化に関する基本的事項

- 五 環境の保全に関する基本的事項
- 六 国際交流、教養文化活動等の活動に関する基本的事項
- 七 地価の安定、災害の防止その他関連整備地域の整備に際し配慮すべき重要事項

(整備計画の策定)

第七条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町村長、財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構（平成三年十二月二十五日に財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。）その他必要と認める学識経験のある者の意見を聴いて、当該府県の区域内の大阪湾臨海地域又は関連整備地域について大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成し、国土交通大臣を通じて主務大臣に協議しその同意を求めることができる。

- 2 主務大臣は、整備計画に同意しようとするときは、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 関係府県知事は、整備計画の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 前三項の規定は、整備計画を変更する場合について準用する。
- 5 大阪湾臨海地域において第二条第三項に規定する要件に該当する一団の土地を所有する者は、当該土地が所在する府県の知事に対し、当該土地が開発地区の要件に適合する旨の申出を行うことができる。
- 6 前項の申出を受けた府県知事は、当該申出をした者に対し、申出に係る土地の全部又は一部を開発地区として定めるときは、その旨及び申出をした者が整備計画を実施する際に配慮すべき事項を通知するものとし、申出に係る土地を開発地区として定めないこととしたときは、その旨を通知するものとする。

(整備計画の内容)

第八条 大阪湾臨海地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 名称及び区域
- 二 開発地区の名称及び区域
- 三 開発地区において整備すべき中核的施設の種類、規模等に関する基本的な事項
- 四 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項
- 2 前項各号に掲げるもののほか、大阪湾臨海地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 整備等の目標
 - 二 人口の規模及び土地の利用に関する事項
 - 三 開発地区の区域ごとの整備の方針に関する事項
 - 四 産業構造の高度化に関する事項
 - 五 環境の保全に関する事項

- 六 国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項
- 七 地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき事項
- 3 関連整備地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 名称及び区域
 - 二 大阪湾臨海地域との有機的かつ効率的な連携に関する事項
- 4 前項各号に掲げるもののほか、関連整備地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 整備等の目標
 - 二 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項
 - 三 産業構造の高度化に関する事項
 - 四 環境の保全に関する事項
 - 五 国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項
 - 六 地価の安定、災害の防止その他関連整備地域の整備に際し配慮すべき事項
- 5 整備計画は、近畿圏整備計画その他法令の規定による地域振興に関する計画と調和したものでなければならない。

(協力)

第九条 国、関係地方公共団体及び関係事業者は、第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の同意を得た整備計画（以下「同意整備計画」という。）の円滑な実施が促進されるよう相互に連携を図りつつ協力しなければならない。

(促進協議会)

- 第十条 同意整備計画の実施の促進に関し必要な協議を行うため、促進協議会を組織する。
- 2 前項の協議を行うための会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長（以下この条において「主務大臣等」という。）又はその指名する職員
 - 二 主務大臣等が協議して指名する関係市町村長その他の者
 - 3 前項に定めるもののほか、促進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、促進協議会が定める。
 - 4 第一項の協議を行う場合において必要と認められるときは、機構、関係事業者その他学識経験のある者の意見を聴くものとする。

(公共施設の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、同意整備計画を達成するために必要な公共施設の整備の促進に努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第十二条 地方公共団体が同意整備計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第十三条 国は、同意整備計画の達成に資するため必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、大阪湾臨海地域及び関連整備地域において中核的施設その他の施設のうち総務省令で定める施設を同意整備計画に従って新設し、又は増設した者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する償却資産若しくは家屋若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(公共施設の整備に伴う負担)

第十五条 同意整備計画の達成のために必要な公共施設の整備を行う者又は地方公共団体は、土地に関する権利を有する者が当該公共施設の整備その他同意整備計画の実施により著しく利益を受けることとなる場合においては、関係者間の協議に基づいて協定を締結することにより、その者に対し、その利益に応じた適切な負担を求めることができる。ただし、他の法令に基づいて負担させる場合は、この限りでない。

(都市計画法等による処分についての配慮)

第十六条 国の行政機関の長又は関係府県知事は、同意整備計画に基づく中核的施設その他これに相当する施設の整備のため都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該施設の整備が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(監視区域の指定)

第十七条 関係府県知事又は関係指定都市の長は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、こ

れによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

（大都市の特例）

第十八条 第四条、第五条及び第七条の規定により府県知事の権限に属するものとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行う。

（主務大臣）

第十九条 この法律における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

○環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第二十二条 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るように努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）（抄）

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

- 一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 条約附属書Ⅰに掲げる物であつて、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの
 - ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物
 - ハ 政令で定めるところにより、条約第三条Ⅰ又はⅡの規定により我が国が条約の事務局へ通報した物
 - ニ 条約第三条Ⅲの規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの
- 二 条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行うことが必要な物であつて政令で定めるもの

2・3 （略）

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 （略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5・6 （略）

（維持管理積立金）

第八条の五 特定一般廃棄物最終処分場（一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場であつて、環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）について第八条第一項の許可を受けた者（以下「特定一般廃棄物最終処分場の設置者」という。）は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、特定一般廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならない。

2 維持管理積立金の積立ては、環境省令で定めるところにより、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）にしなければならない。

3 維持管理積立金は、機構が管理する。

4～8 （略）

（準用）

第十五条の二の四 第八条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者（第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けたものに限る。）について、第八条の五の規定は産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて環境省令で定めるものについて同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあり、及び「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、第八条の五第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、「一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項及び第六項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終

処分場」と、同条第七項中「第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」とあるのは「第十五条の四において準用する第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と読み替えるものとする。

○原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百四十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。）の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定めるものをいう。

一 原子炉の運転

二 加工

三 再処理

四 核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の廃棄

2 3 4 （略）

○循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もつて天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 廃棄物

二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物を除く。）

3 この法律において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。

4 この法律において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。

5 この法律において「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 循環資源を製品としてそのまま使用すること（修理を行つてこれを使用することを含む。）。

二 循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用すること。

6 この法律において「再生利用」とは、循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

7 この法律において「熱回収」とは、循環資源の全部又は一部であつて、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。

8 この法律において「環境への負荷」とは、環境基本法第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。

○下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「一般廃棄物処理業等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百二十七号）の規定による市町村長の許可を受け、又は市町村の委託を受けて行うし尿処理業その他政令で定める事業をいう。

（一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認）

第三条 市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業（以下「合理化事業」という。）に関する計画（以下「合理化事業計画」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けることができる。

- 2 合理化事業計画は、下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項その他環境省令で定める事項について定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その合理化事業計画が環境省令で定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をするものとする。

（合理化事業計画の変更）

第四条 市町村は、前条第一項の承認に係る合理化事業計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

- 2 前条第三項の規定は、前項の承認について準用する。

（合理化事業の実施）

第五条 市町村は、合理化事業計画に基づき、合理化事業を実施するものとする。

（市町村に対する資金の融通等）

第六条 国は、市町村に対し、合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に関し、必要な資金の融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。

(事業の転換に関する計画の認定)

第七条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。

(認定を受けた者に対する金融上の措置)

第八条 国又は地方公共団体は、前条第一項の認定を受けた一般廃棄物処理業等を行う者に対し、当該認定を受けた計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金につき、金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(就職のあつせん等)

第九条 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

○独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十二号）（抄）

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 公害に係る健康被害の補償に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ ばい煙発生施設等設置者（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号。以下この項及び第十一条において「補償法」という。）第五十二条第一項のばい煙発生施設等設置者をいう。）及び特定施設等設置者（補償法第六十二条第一項の特定施設等設置者をいう。）からの汚染負荷量賦課金（補償法第五十二条第一項の汚染負荷量賦課金をいう。）及び特定賦課金（補償法第六十二条第一項の特定賦課金をいう。）の徴収

ロ 補償法第十三条第二項の規定による支払

ハ 補償法第四十八条の規定による納付金の納付

二 補償法第六十八条に規定する業務を行うこと。

三 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。

イ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体（民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。）による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ロ 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ハ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

四 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。）の処理を確実かつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成金の交付を行うこと。

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の五第三項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。

七 石棉による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。

- イ 認定（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第四条第一項の認定（その更新及び取消しを含む。）及び第二十二條第一項の認定をいう。）
 - ロ 救済給付（石綿健康被害救済法第三条の救済給付をいう。）の支給
 - ハ 特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七條第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収
 - 八 大学、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。）その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。
 - 九 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - 十 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。
 - 十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

○自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（抄）

（基礎調査の実施）

第四条 国は、おおむね五年ごとに地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行うよう努めるものとする。

○中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）（抄）

（事業の範囲）

第七条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を営むものとする。

- 一 国、福島県、福島県内の市町村その他環境省令で定める者（次号において「国等」という。）の委託を受けて、中間貯蔵を行うこと。
- 二 国等の委託を受けて、福島県内除去土壌等の収集及び運搬を行うこと。
- 三 国の委託を受けて、前二号に掲げる事業に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。
- 四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うこと。
- 五 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと（第三号に掲げるものを除く。）。
- 六 前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。

2 （略）

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次項において同じ。）となつたもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

2 6 （略）

○臨時水俣病認定審査会令（平成十二年政令第三百二号）（抄）

（庶務）

第六条 審査会の庶務は、環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課において処理する。

○環境省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十八号）（抄）

（庶務）

第七条 審議会の庶務は、環境省総合環境政策局総務課において処理する。